産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分（許可の取消し）について

報道提供日時	2026 年 10 月 30 日　14 時　00 分
内容	大阪府は、令和 8 年 10 月 2 日付で産業廃棄物収集運搬業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、以下のとおり行政処分（許可の取消し）を行いましたので、お知らせします。 1. 行政処分を受けた者の名称 株式会社晃技開発 2. 行政処分を受けた者の所在地 大阪府東大阪市若江東町三丁目 1 番 1 号 3. 処分の内容 被処分者が、法第 14 条第 15 項の規定に違反し、産業廃棄物処分業の許可を有しないにもかかわらず、産業廃棄物の処分を受託したことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号に該当することから、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。